百六十八	保安基準第四十四条第五項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十九	保安基準第四十四条第六項から第八項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百七十～百七十九	（略）	（略）

備考

一　（略）

二　第一号の自動車審査試験項目別費用額は、法及び自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の規定により提出する書面のうち、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づき行う認定を受けたことを証する書面にプログラム等の識別番号が記載されていない場合にあっては、二十三万八千円とする。

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十四号	六十万九千円	
第二十二号	四十二万二千円	
第二十九号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験　百七万七二千円 二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験　イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額 イ　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 ロ　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
第三十号	六十万九千円	
（略）	（略）	（略）

百六十五	保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十六	保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験	二十八万千円
百六十七～百七十六	（略）	（略）

備考

一　（略）

（新設）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二十二号	四十二万二千円	
第二十九号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一　アンチロック・ブレーキシステムに係る試験　四十二万二千円 二　前号に掲げる試験以外の試験　四十二万二千円
（略）	（略）	（略）